

受託候補者特定基準

評価項目	評価の観点	配点
1 実施方針等		5
(1)業務実施に対する基本的理解	実施方針が基本仕様書で定めた業務の目的や内容を理解したものであるか。	5
2 実施主体の適格性		30
(1)類似業務の実績	保管所管理運営業務や類似業務の経験があり、業務を遂行できる有益な専門知識、ノウハウ等があるか（ジョイント方式の場合、団体の構成員のいずれかに業務経験等があるか。）。	20
(2)団体の経営状況	業務を行うために必要な経済的基盤を有しているか（ジョイント方式の場合、代表構成員は業務を行うために必要な経済的基盤を有しているか。）。	10
3 実施体制等		85
(1)実施体制の妥当性等	保管所に配置する従事者の数は、実施内容に対して適切な計画となっているか。	10
	業務計画は、業務責任者（保管所の従事者以外）が、常にチェックできる体制となっているか。	10
	保管所の従事者について、具体的な採用計画等を含め、確実に確保ができる体制となっているか。	5
	命令系統、役割分担等の組織体制や緊急時の連絡体制が明確かつ適切であるか。	5
	問合せやクレーム、トラブル・現場従事者の非違行為等への対応方針が明確になっているか。	5
	発注者の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか（再委託先がある場合は、実施体制に含める。）。	5
	業務開始までの引継ぎについて、具体的な計画があるか。	5
(2)運営に関する提案 （受注者が行う業務に限る。）	在庫管理の厳格化について新たな提案があるか。	10
	放置自転車等の返還率向上への取組（サービス向上策）について、新たな提案があるか。	10
	その他、業務の効率化、省力化（IT化、機械化等）について新たな提案があるか。	10
(3)人材育成	業務開始前及び期間中の研修等の計画、内容が具体的なものか。	5
(4)個人情報の取り扱い	個人情報保護に関する考え方と取り組みが明確にされているか。	5
4 その他		30
(1)業務経費の縮減	提案額が上限額をどの程度下回っているか。	30
合 計		150